

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

申告書の郵送先

〒653-8773

神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎4階

神戸市 行財政局 税務部 固定資産税企画課（償却資産担当）

提出期限 令和7年1月31日（金）

- できるだけ期限前（1月中旬）の提出にご協力をお願いいたします。
- 窓口は混み合いますので郵送での提出にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先電話番号（078）647 - 9433 ~ 5

（土日祝を除く午前8時45分から午後5時30分まで受付しています。）

こうべ市税（償却資産）のページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a03858/kurashi/registration/shinsei/zei/koteishisan/syokyaku_sinkoku.html

神戸市

令和6年12月

《目 次》

I 償却資産の概要	(頁)	VI その他	
1 申告の対象となる償却資産	1	1 国税との主な違い	18
2 償却資産の種類と具体例	2	2 少額の減価償却資産の取扱いについて	19
3 家屋と償却資産との区分	4	3 閲覧	19
4 賃借人(テナント)が施工した内装等について	5	4 価格及び課税に不服がある場合	19
5 割賦販売、リース資産について	5		
II 償却資産の申告について			
1 申告から課税まで	6		
2 申告が必要な方	6		
3 提出する書類	6		
4 申告書の提出方法	7		
5 申告書の提出期限	7		
6 事業者の電算処理により、 全資産申告をされる場合	8		
7 電子申告について	9		
8 市内(区内)に複数の事業所がある場合	10		
9 氏名(名称)・資産所在地が 変更した場合、合併した場合	10		
10 調査のお願い	10		
11 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方	10		
12 過年度への遡及について	10		
III 償却資産申告書の書き方			
1 申告書の書き方	11		
2 申告書記載例	12		
3 増加した資産の記載例	13		
4 減少した資産の記載例	14		
IV 税額の算出方法及び免税点			
1 納税義務者	15		
2 税額の算出方法	15		
3 納期・納税通知書	15		
4 免税点	15		
5 課税標準額とは	15		
6 評価額の算出方法	15		
V 固定資産税の軽減措置等			
1 非課税	17		
2 課税標準の特例	17		
3 減免	17		
4 不均一課税	17		

I 償却資産の概要

1 申告の対象となる償却資産

◆ 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。

ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、課税の対象とはなりません。

また、次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば課税対象となります。



- ア 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- イ 簿外資産（償却済資産を含みます。）で、事業の用に供することができる資産
- ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- エ 未稼働資産（まだ、稼働していないがすでに完成している資産）

◆ 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人の行う活動は事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。



2 償却資産の種類と具体例

◆ 申告対象となる主な償却資産

資産種類		課税の対象となるもの	耐用年数	課税の対象となるもの	耐用年数	課税の対象となるもの	耐用年数
1	構築物	簡易な間仕切り	3	露天式立体駐車設備	15	ブロック塀	15
		工場緑化施設	7	コンクリート造下水道	15	金属造広告塔	20
		アスファルト舗装路面	10	コンクリート舗装路面	15	庭園	20
		<u>賃貸ビル等の家屋に付加された内装及び附帯設備など（5ページ参照）</u>					
2	機械及び装置	漁業用設備	5	飲食料品小売業用	9	宿泊業用設備	10
		総合工事業用設備	6	食料品製造業用	10	道路貨物運送業用	12
		農業用設備	7	飲料、たばこ又		倉庫業用設備	12
		飲食店用設備	8	は飼料製造業用	10	洗濯業、理容業、	
				飲食料品卸売業用	10	美容業又は浴場業用	13
3	船舶	モーターボート	4	漁船（鋼船）500t未満	9	漁船（木船）	6
		引き船・はしけ	10	漁船（鋼船）500t以上	12		
4	航空機	ヘリコプター・グライダー	5				
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車	7	その他のもの	
				金属製のもの	4	自走能力を有するもの	7
				その他のもの		その他のもの	4
〔注〕自動車税が課税されるものや、軽自動車税が課税される軽自動車、小型特殊自動車は課税の対象とはなりません。大型特殊自動車（分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999ナンバー）は課税の対象となります。小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いについては3ページをご参照ください。							
6	工具器具及び備品	パチンコ台	2	複写機・レジスター	5	電話・通信設備	6
		パチスロ器・テレビゲーム機	3	応接セット接客業用	5	冷暖房機器	6
		看板・ネオンサイン	3	厨房用品（陶磁器製又はガラス製のもの以外）	5	電気冷蔵庫・冷凍庫	6
		電子計算機：パソコン	4	理容・美容機器	5	歯科診療用ユニット	7
		電子計算機：サーバー	5	無人駐車管理装置	5	事務用機・イス非金属製	8
		プリンター	5	陳列棚（ケース）冷凍機付	6	事務用機・イス金属製	15
		テレビ・テープレコーダー	5	陳列棚（ケース）冷凍機無し	8		

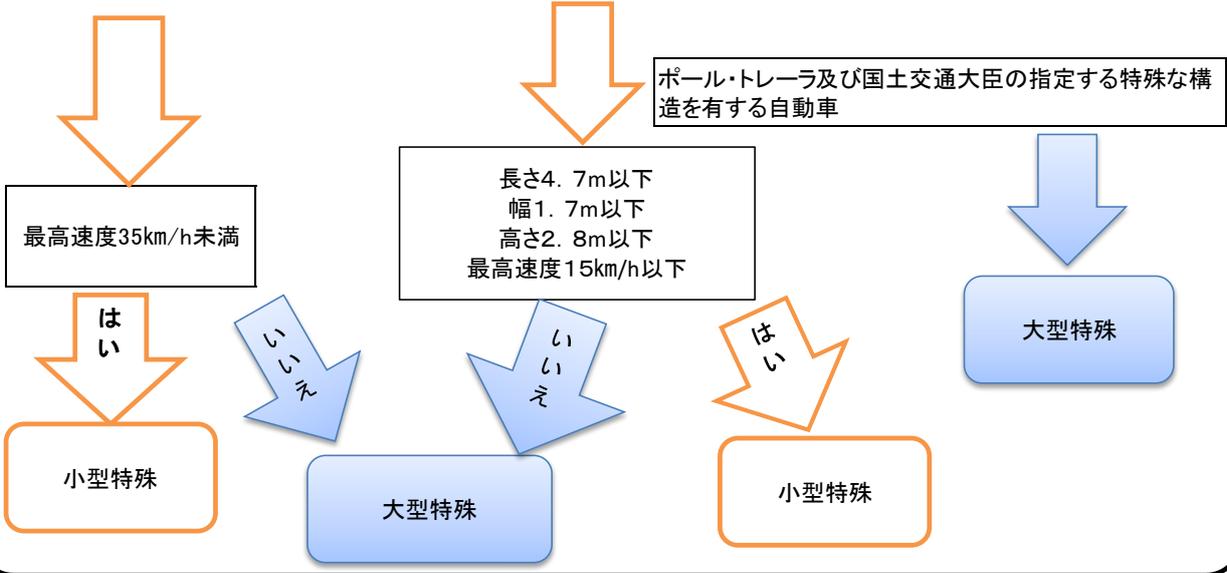
〔注〕 1 ビルの一室等を借りられて、ご自分で内装等を施工された場合は、内装・設備一式等も該当資産となります。（詳しくは5ページをご覧ください。）

2 自己所有の建物を通常の維持管理上の必要から補修された場合等の費用は、家屋の評価に含まれておりますので、申告の必要はありません。

小型特殊自動車と大型特殊自動車の違い

農耕車
農耕トラクタ
農業用薬剤散布車
刈取脱穀作業車
田植機
国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

農耕車以外
シヨベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車



3 家屋と償却資産との区分

家屋には、電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取扱いますので漏れなく申告してください。

家屋として取り扱うもの

- 家屋の所有者が所有する建築設備で、「家屋と構造上一体」となり「その家屋の効用を高めるもの」

償却資産として取り扱うもの

- 構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等）
- 独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- 工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの（電気設備、ガス設備等）
- サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等）

<家屋と償却資産の区分>

- * 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。
- * 「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」いることに特に留意を要します。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線・配管
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視装置	中央監視装置	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備
間仕切	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの

4 貸借人(テナント)が施工した内装等について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントといいます。)が、ご自分の費用で内装や電気・ガスその他の設備を一式、施工されている場合、それらの資産については、テナントの方の償却資産として申告していただくことになります。(地方税法第343条第9項、市税条例第35条第7項) 具体的には次のようなものがあります。

設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	償却資産	家屋	償却資産	家屋
床、壁、天井仕上等		○	○	
広告塔、ネオンサイン、	○		○	
ビル等における受変電設備、発電機設備、蓄電池設備	○		○	
工場等の動力源である電気設備、中央監視制御装置、電話交換機	○		○	
屋外電灯照明設備	○		○	
屋内電灯照明設備		○	○	
給排水、衛生及びガス設備		○	○	
消火栓設備、スプリンクラー設備等		○	○	
工場用ベルトコンベア	○		○	
エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等		○	○	
ホテル、病院、寮、社員食堂等の厨房設備	○		○	
冷凍倉庫における冷凍設備	○		○	

5 割賦販売、リース資産について

◆ 割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。(地方税法第342条第3項、地方税法の施行に関する取扱通知(市)第3章第1節第1⑩)

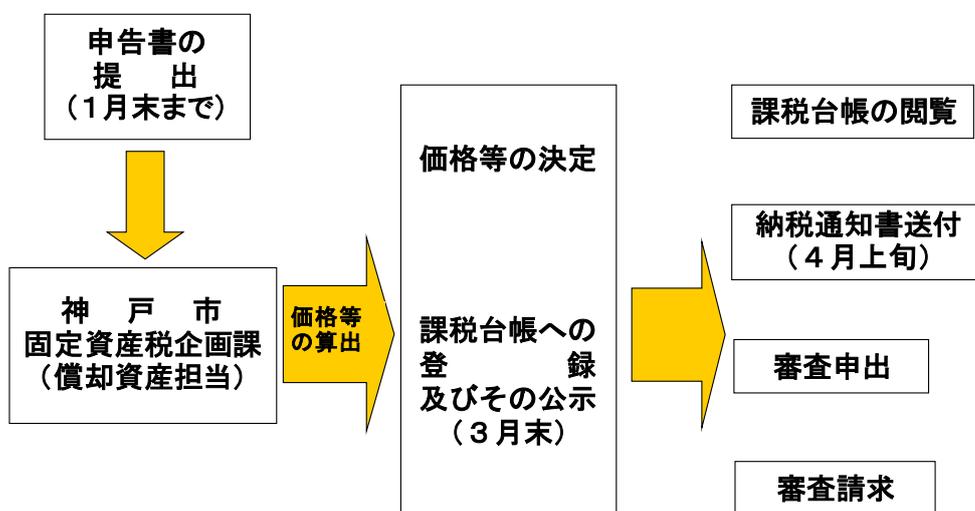
◆ リース資産

リース資産については、通常、リース会社からの申告となり、使用者側は申告の必要はありません。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなど、使用者が申告をする必要があるものもありますので、取扱いが不明な場合はリース会社にご確認ください。

◎所有権移転外ファイナンスリース取引について、平成19年度税制改正により法人税、所得税の処理方法が変更されましたが、固定資産税においては、上記ただし書きに該当する資産以外は、リース会社からの申告となります。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告から課税まで



2 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、神戸市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方
(※償却資産については1ページをご覧ください。)

毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。(地方税法第383条)

なお、申告書は資産の増・減のない方、免税点未満(※課税標準額の合計が150万円未満)の方も提出してください。また、廃業・転出等の場合でもその旨を申告書「18 特記事項」欄に○を記入のうえ提出してください。
※免税点の判定は区ごとに行います。

3 提出する書類

◆ 初めて申告される方 → 全資産申告 (全ての償却資産を申告してください)

令和7年1月1日現在、神戸市内に所有するすべての資産について申告して下さい。

新たに事業を開始された方や、今まで申告をしたことがない方が該当します。

※神戸市より全資産申告をお願いした方も全償却資産を申告してください。

※マイナンバー(個人番号)が確認できる書類には、次のいずれかをお持ちください。

- ①個人番号カードの写し
- ②番号通知カードと運転免許証(又は顔写真入りの公的な証明書)
- ③個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証(又は顔写真入りの公的な証明書)

次の表の申告の区分により、○印のついている書類を提出してください。

書類 申告区分	提出 申告書	種類別 明細書	マイナンバー (個人番号)が確 認できる書類	留意点
		増加資産・ 全資産用		
申告する資産がある方	○	○	※○ (個人のみ)	種類別明細書には神戸市内に所在する全資産を区ごとに記入する。
申告する資産がない方	○	×	※○ (個人のみ)	申告書「18 特記事項」欄の「該当資産なし」に○を記入する。

◆ 前年度以前に申告された方 →増減申告

神戸市より送付した令和6年度の償却資産一覧表を参照し、前年中に増減があった資産について申告してください。

申告については神戸市より送付しました申告書類を使用されますようお願いいたします。

次の表の申告の区分により、○印のついている書類を提出してください。

提出書類 申告区分	申告書	種類別 明細書		マイナンバー（個人番号）が確認できる書類	留意点
		増加資産用	減少資産用		
資産の増減がない方	○	×	×	※○ （個人のみ）	申告書「18 特記事項」欄の「資産の増減 無」に○を記入する。
増加した資産がある方	○	○	×	※○ （個人のみ）	増加資産用種類別明細書に前年中に増加した資産を全て記入する。
減少した資産がある方	○	×	○	※○ （個人のみ）	減少資産用種類別明細書に前年中に減少した資産を全て記入する。
増加・減少資産が両方ある方	○	○	○	※○ （個人のみ）	前年中に増加した資産は増加資産用種類別明細書に、前年中に減少した資産は減少資産用種類別明細書にそれぞれ記入する。
廃業・転出された方	○	×	×	※○ （個人のみ）	申告書「18 特記事項」欄の「異動事項」に○をつけ、更に「廃業」「転出」等に○を記入し、その年月日を「19 備考」欄に記入する。

※前年中とは令和6年1月2日～令和7年1月1日までの間です。

※令和6年1月1日以前の資産の増加・減少についての申告漏れがありましたら、そちらも含めて申告してください。

事業者の自社電算システムにより全資産申告をされる方は、8ページをご覧ください。

※マイナンバー（個人番号）が確認できる書類には、次のいずれかをお持ちください。

- ①個人番号カードの写し
- ②番号通知カードと運転免許証（又は顔写真入りの公的な証明書）
- ③個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証（又は顔写真入りの公的な証明書）

4 申告書の提出方法

① 郵送する

〒653-8773 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号

神戸市行財政局税務部固定資産税企画課（償却資産担当）

收受日付のある申告書控が必要な場合は、申告書の控えのほか返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

② 窓口を持参する（⇒20ページ参照）

③ eLTAxで申告する（⇒9ページ）

5 申告書の提出期限

令和7年1月31日（金）が提出期限となっていますが、事務の整理上、1月中旬ごろまでに提出して下さるようご協力をお願いします。

6 事業者の電算処理により、全資産申告をされる場合

事業者自らの電算システムにより全所有資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで、申告していただくことができます。

新たに電算処理により全資産申告をされる方は、事前に電話等でご相談ください。

<p>償却資産申告書 <提出部数1部></p>	<p>第26号様式(12ページ参照)の内容を満たした様式により、申告してください。</p> <p>ただし、独自の様式で申告される場合は、事務処理の都合上、<u>本市の申告書右上の所有者コード(13桁)を必ず転記</u>してください。</p>
<p>種類別明細書 (増加資産・全資産用) <提出部数1部></p>	<p>第26号様式別表1(13ページ参照)の内容を満たした様式により、申告してください。</p> <p>ただし、独自の様式で申告される場合は、①～⑥の事項に留意してください。</p> <p>① 第26号様式別表1の記載項目の全てを記載すること。</p> <p>② 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。</p> <p>③ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載した様式であること。(下記添付資料を参照)</p> <p>④ 種類別明細書は、資産種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。</p> <p>⑤ 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。</p> <p>⑥ 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出の95%までとすること。</p>
<p>添付資料 (特例適用資産一覧表) <提出部数1部></p>	<p>課税標準の特例の適用がある資産を所有されている場合には、上記明細とは別に、①資産種類、②適用条項(根拠規定)、③特例率の別に区分した資産明細(④数量、⑤取得価額、⑥評価額、⑦課税標準額、⑧種類別明細書の掲載頁、行位置)と④～⑦の集計結果を記載したものを作成のうえ添付してください。</p>

[注] ・リース会社が電算処理により、全資産申告をする場合、種類別明細書について次のような例外が認められています。

主なものを例示しますと、

- ① 行数の増加(50行)
- ② 「賃借人名(使用者名)」の項目を設けて記載すること。
- ③ 「課税標準の特例」「増加事由」の項目の抹消。ただし、「摘要」欄に記号で表示し、欄外に記号の説明を付けること。

7 電子申告について

神戸市では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（e L T A X : エルタックス）を利用し、インターネットによる固定資産税（償却資産）の電子申告の受付を行っています。詳しくは「e L T A X」のページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

平成19年4月より**税理士の代理申告の場合には法人の電子証明書が省略できるようになりました。**

〔電子申告の流れ〕

① 用意するもの

- ・ インターネットに接続できるパソコン（Internet Explorer、Java実行環境）
- ・ 電子メールアドレス
- ・ e L T A Xで利用可能な電子証明書

ただし、**税理士に作成・送信を依頼される納税者は不要です。**

税理士の方は必須となります。

- ・ e L T A X対応ソフトウェア

P C d e s k等の無償ソフトウェアや市販の税務・会計ソフトウェアにもe L T A Xに対応しているものがあります。

① ② 利用届出を行います。

[e L T A Xホームページ](#)より一度だけ「利用届出」を行います。

最初は主たる提出先となる地方公共団体を1つだけ選択してください。

住所、名称、連絡先、申告税目等の必要事項を記入します。

電子署名を付与して送信します。

- * 税理士が代行で利用届けを行う場合は、「自己の申告を行う場合」を選択の上、「電子署名を省略して送信する」ボタンを押下し、電子署名をしていない利用届出として送信してください。

③ 手続き完了通知を受け取ります。

利用通知書が送付されたら、利用者IDと仮暗証番号が記載されているのでP C d e s kを起動しログインし、暗証番号の変更をおこなってください。

④ 電子申告を行います。

e L T A X対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。

提出先や申告税目の追加がある場合は、利用者情報メニューより変更してください。

e L T A Xはご自宅や会社から無料でご利用いただけます。

- * 技術的なお問い合わせは地方税共同機構へお願いします。
電話（0570-081459）では平日の9時から17時まで受け付けしています。

8 市内（区内）に複数の事業所がある場合

- (1) 同一区内に2以上の事業所がある方は、同一区内の事業所分をまとめて申告してください。
- (2) いくつかの区に事業所のある方は、事業所の所在する区ごとに分けて申告してください。
(ただし、上記(1)、(2)の取扱いが難しい場合は、固定資産税課（償却資産担当）へご連絡ください。)

9 氏名（名称）・資産所在地が変更した場合、合併した場合

- (1) 氏名又は名称については、印字されているカナ氏名またはカナ名称を訂正してください。
- (2) 資産の所在地については、申告書の「15 資産の所在地」欄に移転後の資産所在地を、「19 備考」欄に移転前の資産所在地を記載してください。
- (3) 合併があった場合、申告書の「19 備考」欄に合併日、被合併法人名等を記載してください。

10 調査のお願い

神戸市では、申告内容を確認するために調査を行っており、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写）、または減価償却費の計算書（写））等の提出をお願いしています。また、調査結果により修正申告をしていただく場合があります。

11 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることとなりますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることとなります。

12 過年度への^{そきゅう}遡及について

申告もれ等に伴い、取得年月が前年より前の資産がある場合は当年度だけでなく資産を取得された翌年度まで遡及して課税しています。ただし、地方税法第17条の5の規定により、最大5年が限度となっています

また、過年度分の課税をする場合には、課税した月の翌月末に一括で納付していただくことになります。

Ⅲ 償却資産申告書の書き方

償却資産申告書、種類別明細書は、次ページ以降の記載例を参考にして記載してください。

申告していただいた書類は、そのまま評価計算に使用しますので、必ず同封の本市所定の用紙を使用してください。

用紙は感圧複写式（ノーカーボン紙）で、償却資産申告書は2枚1組、種類別明細書は3枚1組となっていますので、ボールペンで、ずれないようにいねいに記載してください。

また、網掛けをしている欄は、記載する必要はありません。（電算申告の場合を除きます。）

『償却資産一覧表』について

* 「償却資産一覧表」は、令和6年度までに申告していただいた内容により作成されています。各欄についての記載内容は、以下のとおりです。

お手持ちの固定資産台帳と十分照合・確認のうえ、異動分について申告してください。

欄	記 載 内 容
資 産 種 類	資産の種類を以下の数字で表示しています。 1-構築物 2-機械及び装置 3-船舶 4-航空機 5-車両及び運搬具 6-工具、器具及び備品 9-非課税資産
資 産 コ ー ド	本市において処理するにあたり、申告していただいた資産についてすべて資産コードを作成し管理されています。 減少資産の申告において抹消コードとして種類別明細書（減少資産用）に記入していただく重要なコードです。
資産の名称等	申告していただいた資産の名称、規格等を表示しています。
数 量	資産の数量を表示しています。
取 得 年 月	年号は、以下の数字で表示しています。 1-明治 2-大正 3-昭和 4-平成 5-令和
取 得 価 額	申告していただいた取得価額を表示しています。
耐 用 年 数	申告していただいた耐用年数を表示しています。
残 価 マ ー ク	最低限度額（取得価額の100分の5）に達している資産について表示しています。
本年度評価額	令和6年1月1日での評価額を表示しています。
特非コード	令和6年1月1日時点で非課税又は、課税標準の特例又は、減免が適用されている資産について数字を表示しています。
本年度課税標準額	令和6年1月1日での課税標準額を表示しています。

なお、今回初めて償却資産の申告をされる方及び前年度に電算処理により全資産申告をされた方については、この帳票は送付していません。



Ⅳ 税額の算出方法及び免税点

1 納税義務者

令和7年度の固定資産税については、令和7年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

2 税額の算出方法

課税標準額（1,000円未満切捨て）× 税率（1.4%）＝ 税額（100円未満切捨て）

3 納期・納税通知書

年税額は年4回（4月、7月、12月、2月）に納期月を設定し、毎年4月上旬に納税通知書を発送しています。

申告内容に修正等があった場合は、修正申告に基づき、課税標準額について再計算し、通知書を随時発送します。

4 免税点

課税標準となるべき額が150万円未満の場合は、課税されません。

なお、150万円未満であるか否かは、区ごとに全資産の課税標準の合計額で判断します。

5 課税標準額とは

一つの区ごとの、賦課期日現在における全資産の評価額の合計額が、課税標準額となります。

なお、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に、特例率を乗じて課税標準額を計算します。

6 評価額の算出方法

償却資産の評価は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして行います。

資産一品ごとに次の計算を行い、評価額を求めます。

① 前年中に取得のもの（初年度については、一律に半年償却を行います。）

取得価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率 × 1/2) = 評価額

② 前年前に取得のもの

前年度の評価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率) = 評価額

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%にとどめます。

【計 算 例】

取得価額700,000円、取得時期令和6年4月、耐用年数3年の資産の場合

* 耐用年数3年に応ずる減価率は0.536（下記の減価残存率表参照）

$$\text{令和7年度} = 700,000\text{円} \times (1 - 0.536 \times 1/2) = 512,400\text{円}$$

$$\text{令和8年度} = 512,400\text{円} \times (1 - 0.536) = 237,753\text{円}$$

$$\text{令和9年度} = 237,753\text{円} \times (1 - 0.536) = 110,317\text{円}$$

$$\text{令和10年度} = 110,317\text{円} \times (1 - 0.536) = 51,187\text{円}$$

$$\text{令和11年度} = 51,187\text{円} \times (1 - 0.536) = 23,750\text{円} < 35,000\text{円} (*)$$

* 令和11年度で算出額が取得価額の5%(35,000円)より小さくなりますので、以降35,000円となります。

※ 取得価額の算出方法、消費税の取扱いは、原則として法人税の取扱いと同じです。

参考：耐用年数については総務省の法令データ提供システムから「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索ができます。<https://laws.e-gov.go.jp/>

[注] 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、2及び5、6が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- ① 中古見積耐用年数 …………… 同省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- ② 短縮耐用年数 …………… 法人税法施行令第57条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

減価残存率表

耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価残存率		
	減価率	前年中取得	前年前取得		減価率	前年中取得	前年前取得		減価率	前年中取得	前年前取得
		r	1-r/2			1-r	r			1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

※減価率は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第7の「旧定率法の償却率」を適用。

V 固定資産税の軽減措置等

地方税法及び条例の規定により固定資産税が軽減される場合があります。

下記に掲げる項目に該当する資産を所有されている方は、必要書類を添えて申告（申請）してください。

申告書（申請書）、添付書類等の詳細については、固定資産税企画課（償却資産担当）までお問い合わせください。

1 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については非課税となります。

2 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条、15条の2及び15条の3に定める資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

3 減 免

神戸市市税条例第53条及び同条例施行規則第18条、第19条に定める資産（知事の認可を受けた幼稚園、公衆浴場用施設等）については、固定資産税が減免されます。

4 不均一課税

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第15条第1項、同条第3項、第16条第1項、同条第3項、第21条第1項、同条第3項、第22条第1項、第3項及び同条例施行規則第5条、第6条、第10条、第11条（旧 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例第10条第1項、同条第2項、第15条及び旧 同条例施行規則第3条及び第9条）に定める資産（特定事業施設、中核事業施設、特例中核事業施設、国際経済事業施設）については、固定資産税の不均一課税の対象となります。

VI そ の 他

1 国税との主な違い 国税と比較すると、主な違いとして次のようなものがあります。

項 目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	法人 : 事業年度 個人 : 暦年	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法又は定額法を選択制度 〔平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ。〕 【定率法選択の場合】 ・平成19年4月1日以降平成24年3月31日以前に取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用。 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用。 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用。 ・平成28年4月1日以降に取得された資産は定率法、定額法等の選択制度（建物・建物付属設備・構築物については定額法）	定率法のみ *減価率は、法人税の「旧定率法」で使用される償却率と同じ。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません【注】
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却（所得税・法人税）	認められます	認められます
改良費（資本的支出）	原則区分、一部合算も可	区分評価
評価額の最低限度	残存価額 1 円	取得価額の100分の5

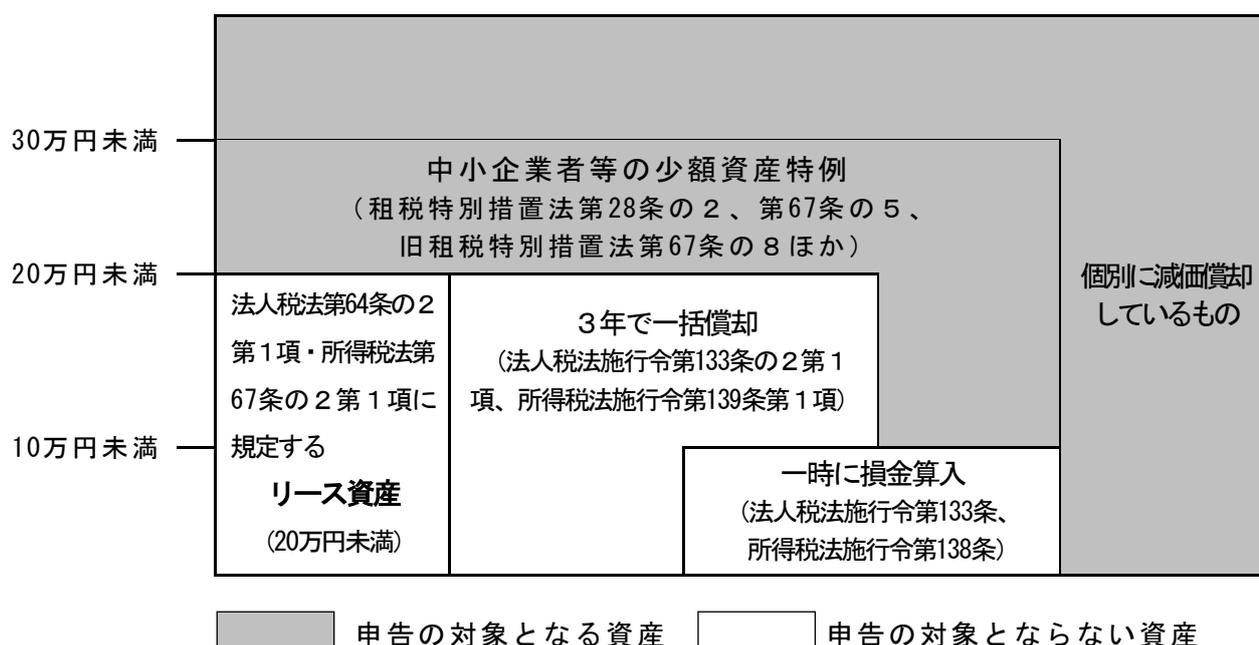
【注】 固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価額を記入してください。

2 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告の対象から除外する「少額資産」とは、以下のものをいいます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの

このことから、租税特別措置法の規定により中小企業者等の少額資産特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。



3 閲 覧

償却資産を所有する方等は、課税台帳の閲覧により、課税台帳登録内容の確認が可能です。

閲覧場所 新長田合同庁舎4階 固定資産税企画課（償却資産担当）

閲覧開始は毎年4月1日からとなっています。

4 価格及び課税に不服がある場合

(1) 償却資産の価格に不服があるときは、固定資産評価審査委員会に書面で審査の申出をすることができます。

● 審査申出ができる期間

固定資産の価格を登録したことを公示した日（通常4月1日）から納税通知書を受け取った日後3ヶ月までの間

(2) 課税について、違法・不当の理由で不服があるときは、神戸市長に対し書面で審査請求することができます。

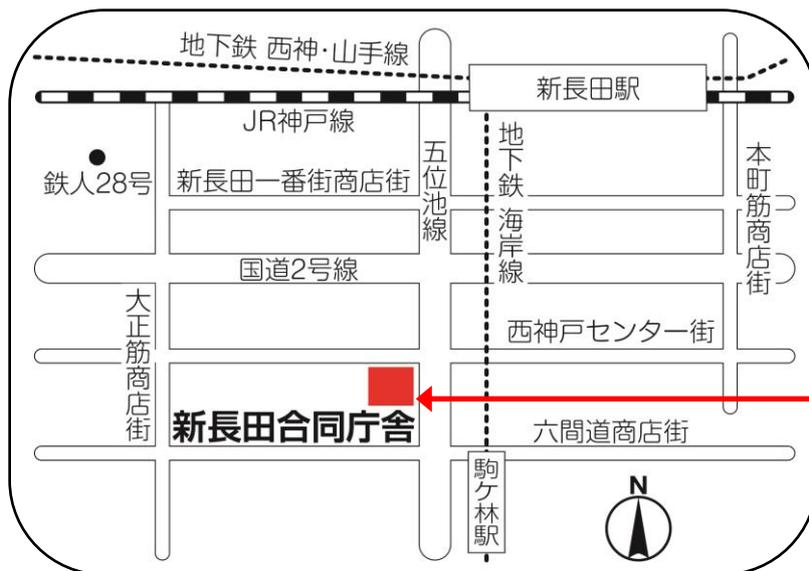
● 審査請求ができる期間

納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内

◎償却資産に関するお問合せは、

「神戸市 行財政局 税務部 固定資産税企画課（償却資産担当）」
電話番号（078）647－9433～5 までお願いします。

償却資産の申告は、固定資産税企画課（償却資産担当）で一括処理しています。



固定資産税企画課（償却資産担当）
新長田合同庁舎 4階

※2階の窓口でも提出は可能です。
問い合わせ等がある場合は4階窓口
までお越しください。

◆市税の納付には、便利な「口座振替」をご利用ください！

お問い合わせは、納税案内センター（TEL (078) 647-9531）まで。

* 神戸市のホームページから「口座振替依頼書」をダウンロードできます。

<http://www.city.kobe.lg.jp/a16422/kurashi/tax/noze/kouza/index.html>